

BRICsの最新知的財産の状況 ~特許を中心として~



## インド特許法 ～その経済的背景と 特許政策を踏まえて～



A & P Annual Presentation Meeting 2006  
吉田 環

## イントロダクション

動き出した「アジアの巨像」

インドは「発展途上国(developing country)」か(TRIPs)

中国と比較されるインド～巨龍と巨像が牽引する時代～

「Chindia」(ビジネスウィーク誌 2005年8月12日号)

インド特許法は「発展途上国のモデル」～揶揄から自負へ～

インドをひとくキーワード

- ・10億人の巨大市場と人的資源
- ・自動車、IT関連、医薬
- ・生物資源・伝統的知識～迫られる側から迫る側へ～

## 1. 背景

### (1) インド経済

1990年代初頭 経済自由化政策

- ・著しい経済成長と内外からの投資の拡大

「インドのGDPは2020年代後半に日本を超える、2050年には中国、米国に次ぐ世界第3位になる」(ゴールドマン・サックス)

### (2) インドの産業

農業中心

製造業およびサービス業の拡大(自動車、医薬、IT関連)

### (3) 日印関係は停滞気味

日系企業進出状況 企業数:328社(のべ数)(2006年1月)

(参考) 対中国へは… 企業数:19,779社(2004年末現在)

出所:在インド日本国大使館「日系企業インド進出地図」、「2005中国対外経済統計年鑑」<sup>3</sup>

## 2. インド略史

1856 起源: 1856年法第VI

1911 旧法: インド特許意匠法

物質特許時代

1947 イギリスから独立

1950 インド憲法制定

1971 印ソ友好協力条約締結

1972 現行法: 1970年特許法施行

国内産業  
保護時代

1989 冷戦終結

1991 経済自由化政策 外貨準備高11億ドル

1994 ルックイースト政策

1995 1999年改正法施行

1998 パリ条約・PCT加盟

2001 ブタペスト条約加盟

2003 2002年改正法施行

2005 2005年改正法施行

1998 地下核実験

2003 印パ関係緊張ピーク

物質特許時代

2006 外貨準備高1,500億ドル(世界6位)

## 3. インド特許法の沿革

(1) 起源: 1856年法 (THE ACT VI OF 1856 ON PROTECTION OF INVENTIONS BASED ON THE BRITISH PATENT LAW OF 1852)

英国法に基づく保護

- ・「新しい製造物の発明者」を保護
- ・保護期間 14年

(2) 旧法: 1911年のインド特許意匠法 (THE INDIAN PATENTS & DESIGNS ACT)

- ・物質特許を認める
- ・保護期間 16年

延長登録制度あり

- ・強制実施権

何らかの取引きまたは産業的活動が  
結果として「不公平に歪められている」とき

## 3. インド特許法の沿革

(3) 現行法制定時: 1970年特許法 (The Patents Act, 1970)

・医薬および化学は物質特許を認めず **製法特許のみ**

・保護期間 上記製法特許は出願日より**7年** その他は14年  
延長登録制度なし

・強制実施権の強化

特許後3年経過し、

- (a) 特許発明に関して公衆の合理的要求が満たされず、または
- (b) 特許発明が合理的価格で公衆に利用可能でないとき

「先進国に対峙する発展途上国のモデル法」との揶揄

・実施許諾用意制度の導入 (Licences of Rights)

特に、医薬品および製法ならびに化学物質の製法は

特許後3年経過で実施許諾用意があるものとみなされる

## 3. インド特許法の沿革

(4) 現在の適用法: 1970年特許法 + 1999年、2002年、2005年改正法

- ・物質特許を認める(2005年改正法)

- ・保護期間 出願日より20年(2002年改正法)  
延長登録制度なし

- ・強制実施権

- (c) 特許発明がインド国内で実施されていないとき追加(2002年改正法)

公衆衛生問題解消のため、医薬品設備等が不十分な国で特許発明を実施する必要があるとき、その国で強制実施権を認めていれば医薬品の製造または輸出の強制実施権を付与できる(2005年改正法)

- ・実施許諾用意制度廃止(2002年改正法)



TRIPsの「宿題」  
を終えた

## 4. 組織および言語

### (1) 組織

以下の4つの特許局がある

本局 カルカッタ

支局 ニューデリー

チェンナイ(旧マドラス)

ムンバイ(旧ボンベイ)

在外者の場合、管轄局は  
インド内の送達宛先(現地の  
代理人所在地)による



地図出典: CIA

### (2) 言語

手続言語はヒンディー語または英語

## 5. 保護対象

### (1) 法上の保護対象

- ・発明
  - ① 発明特許(追加特許を除く通常の特許)
  - ② 追加特許
- ・実用新案制度なし
- ・意匠は意匠法により保護

### (2) 実務上の取扱い

- ・コンピュータソフトウェア
  - ハードウェアに組み込まれる場合、従前より特許法により保護
  - コンピュータソフトウェアそれ自体は著作権法により保護
- ・用途発明、パラメータ特許は認められない
- ・医薬の第2用途は認められない

## 6. 特色

- ・先願主義
- ・新規性喪失の例外
- ・仮明細書制度
- ・追加特許制度
- ・対応外国出願情報提出義務(出願時 & 要求された場合)
- ・出願公開制度(2002年法改正により導入)
  - 早期公開制度(2005年法改正により導入)
  - 補償金請求権(2005年法改正により導入)
- ・審査主義
- ・審査請求制度(2002年法改正により導入)
- ・法定査定期限
- ・付与前および付与後異議申立制度
- ・取消制度
- ・特許発明の実施状況についての年次報告義務

## 7. 注意点

- 明細書等英語可

日本語出願不可

- 仮明細書制度

パリ優先権主張不可

- インドで生まれた発明

他国へ出願するときは許可要 共同開発時注意

- ベストモード要件

違反 拒絶・異議・取消理由

- 対応外国出願情報提出

不提出 拒絶・異議・取消理由

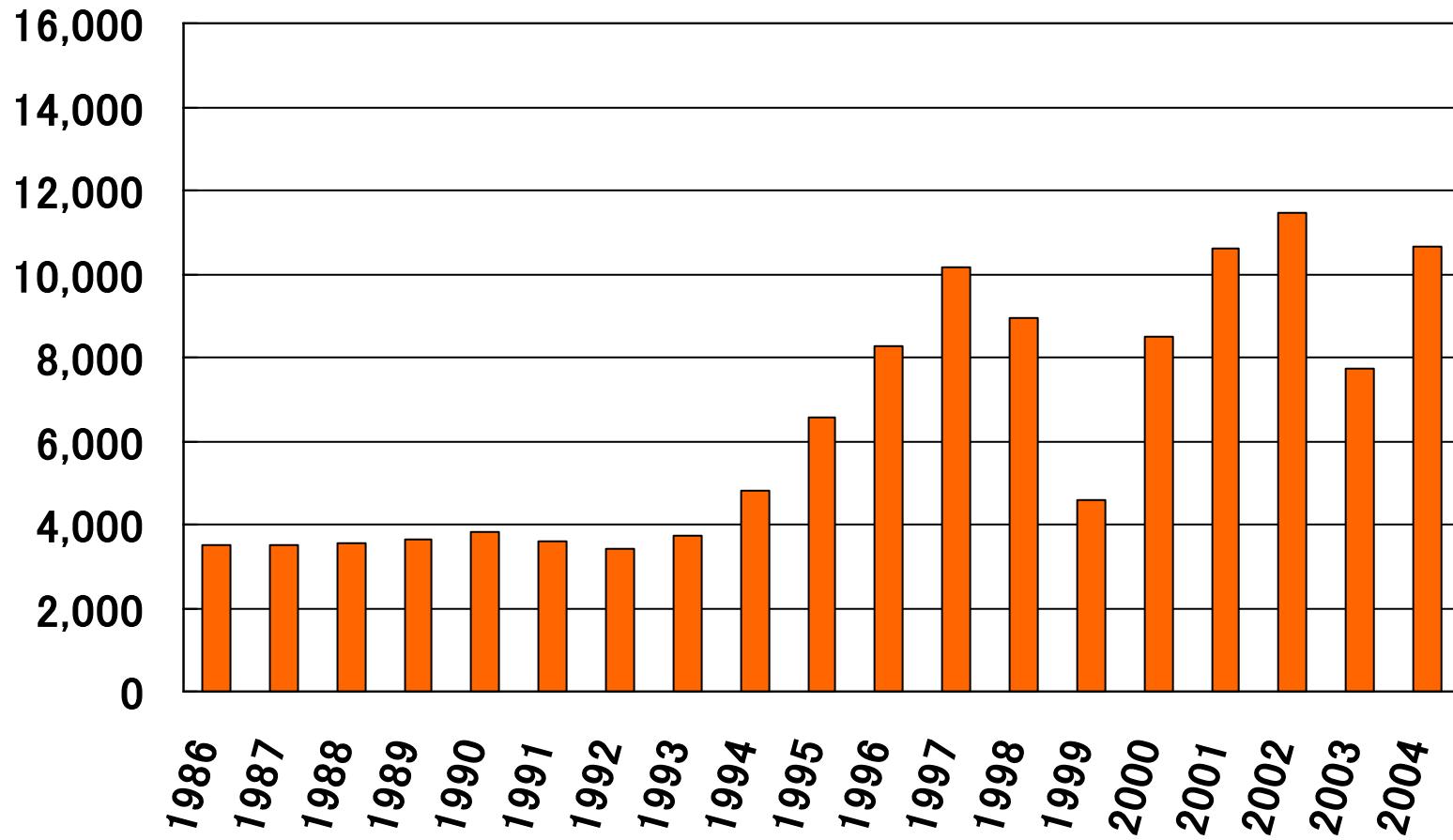
記載誤り 異議・取消理由

- 生物材料の出所・原産地の開示

違反 拒絶・異議・取消理由

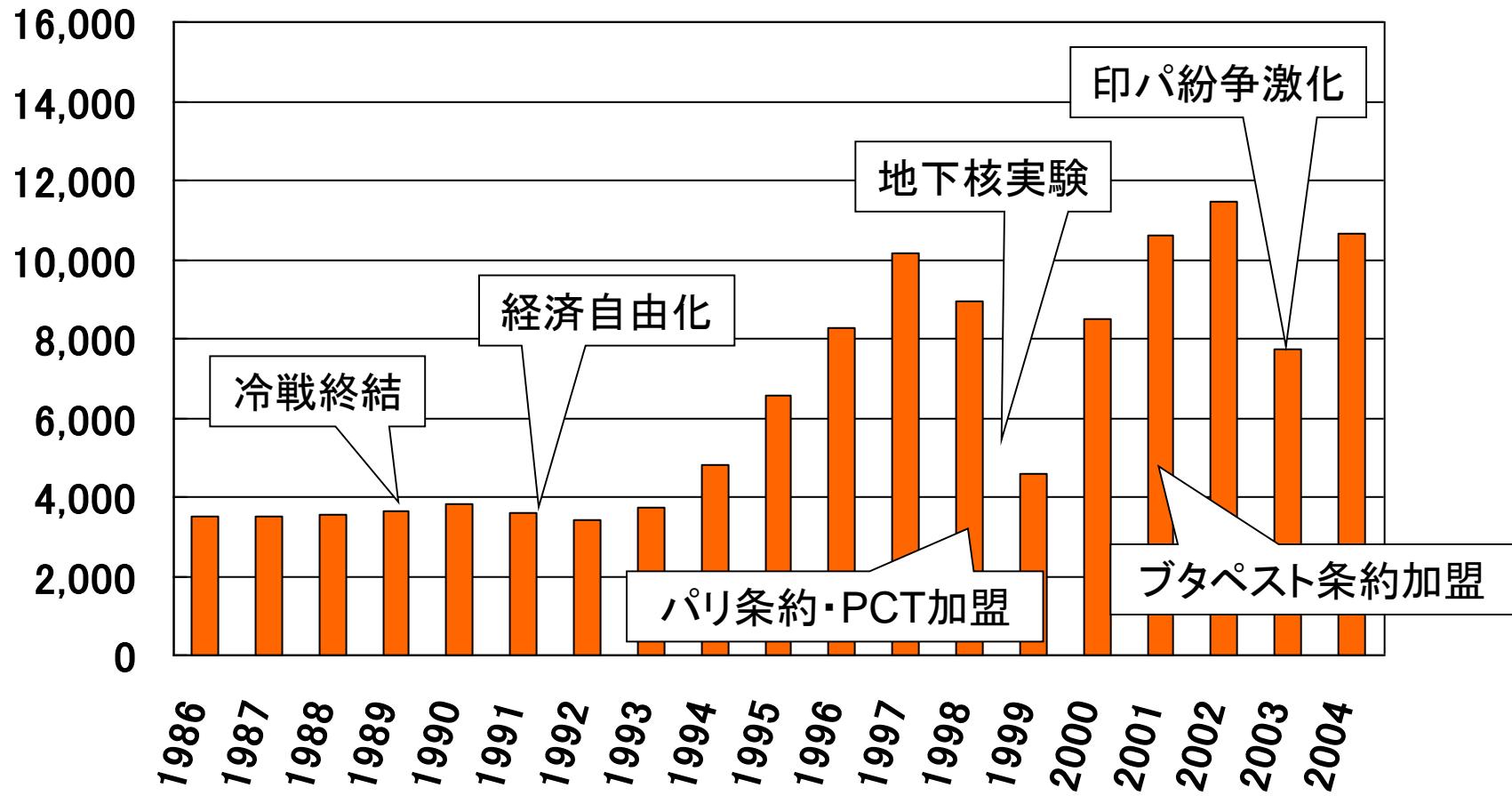
記載誤り 異議・取消理由

## 8. インド出願件数 (PCT国内移行含む)



データ: WIPO Statistics on Patents Patent Applications by Office (1985 to 2004)より作成 12

## 8. インド出願件数 (PCT国内移行含む)



データ: WIPO Statistics on Patents Patent Applications by Office (1985 to 2004)より作成 13

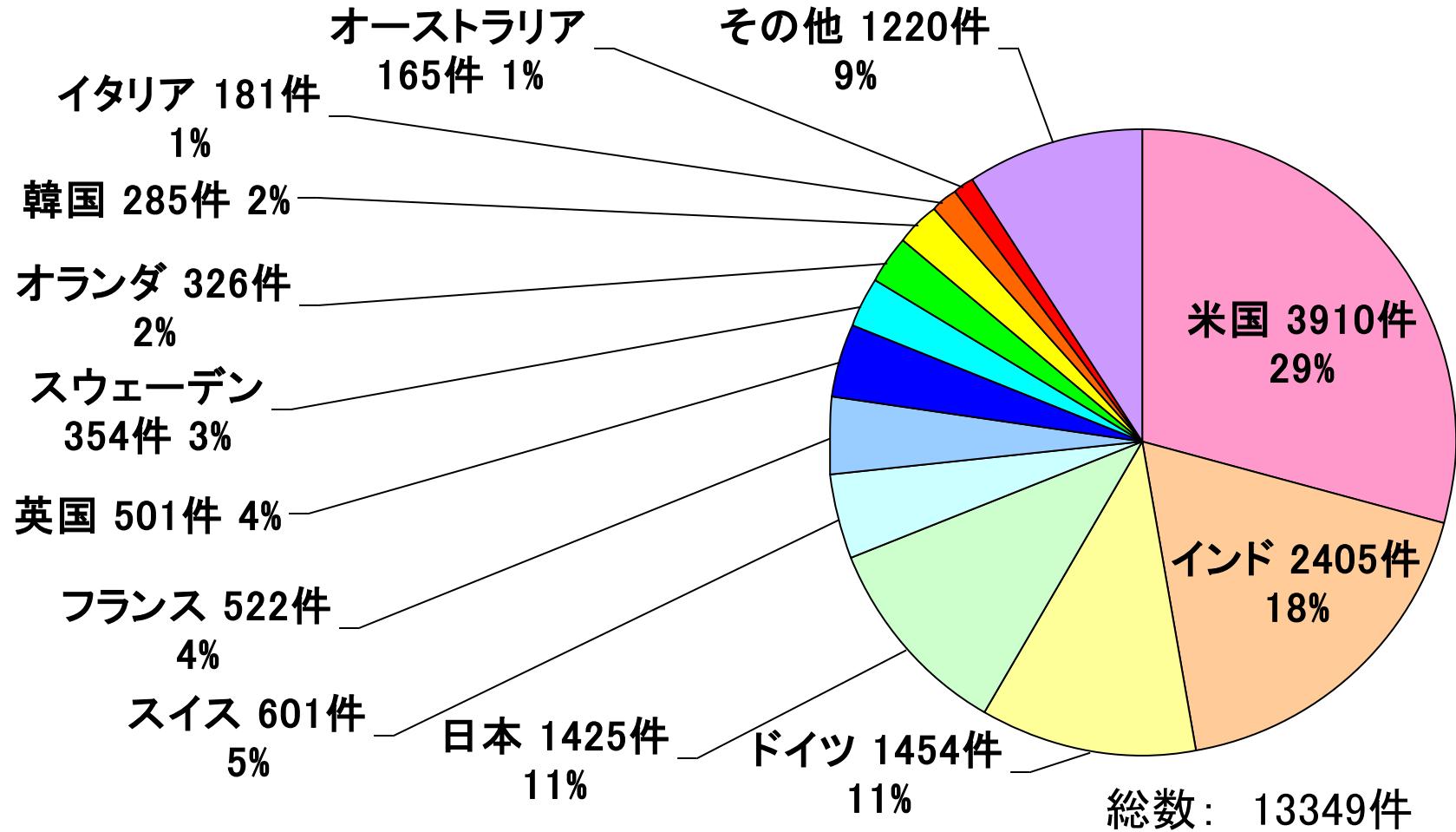
## 9. 2001-2002年 出願件数内訳

Non-Convention	通常	4241件	32%
	PCT国内移行	6351件	48%
Convention	通常	1476件	11%
	PCT国内移行	1279件	10%
追加特許		2件	~0%

総数： 13349件

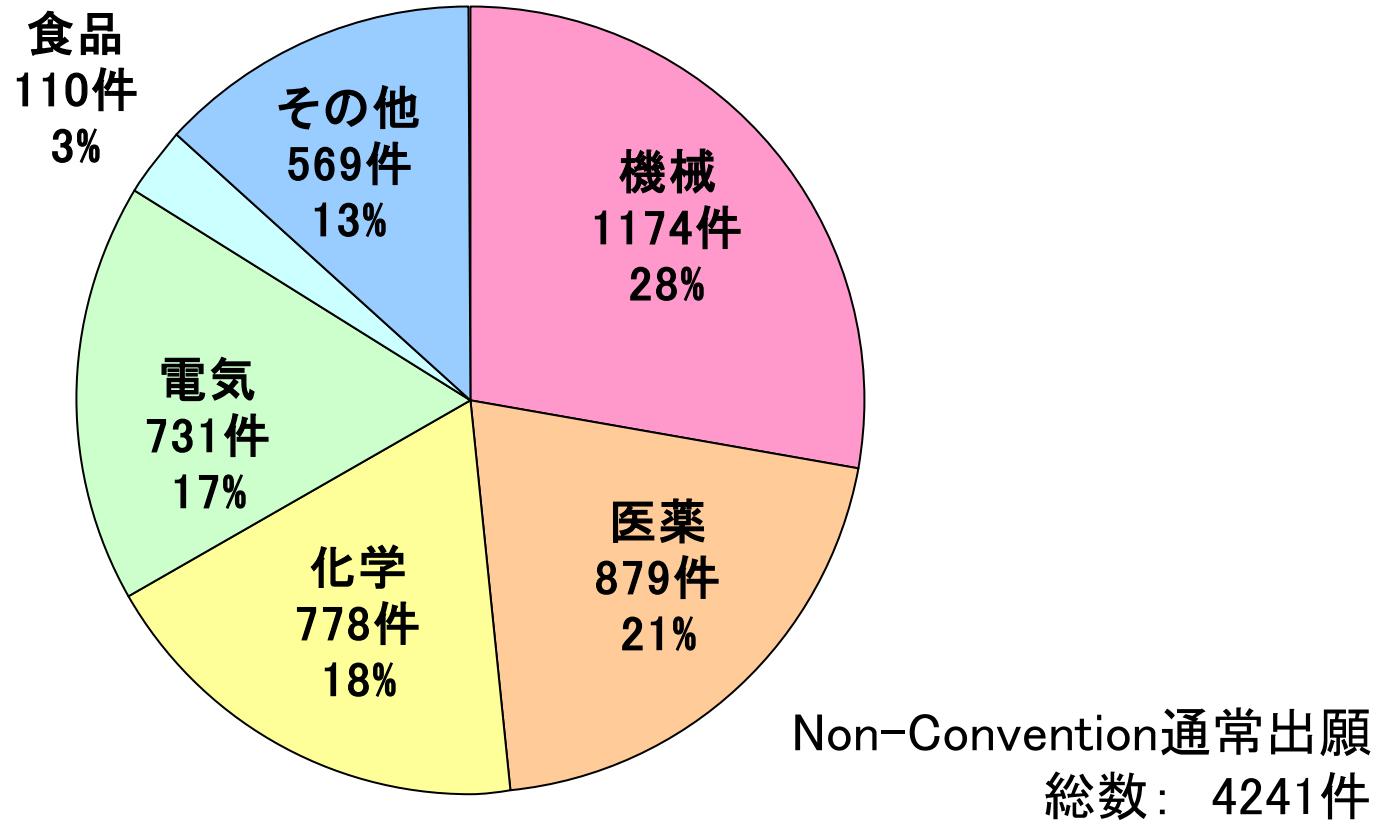
データ： インド特許庁 ANNUAL REPORT, 2001-2002より作成  
(尚、総数はWIPOデータと一致しない)

## 10. 2001-2002年 出願件数内訳 国別



データ：インド特許庁 ANNUAL REPORT, 2001-2002より作成

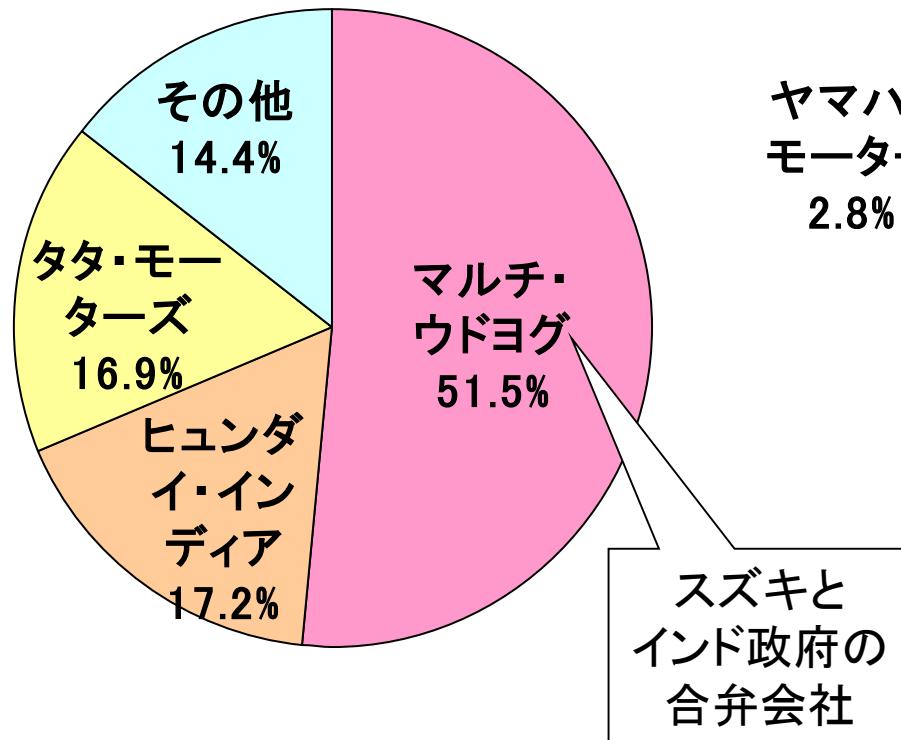
## 11. 2001-2002年 出願件数内訳 分野別



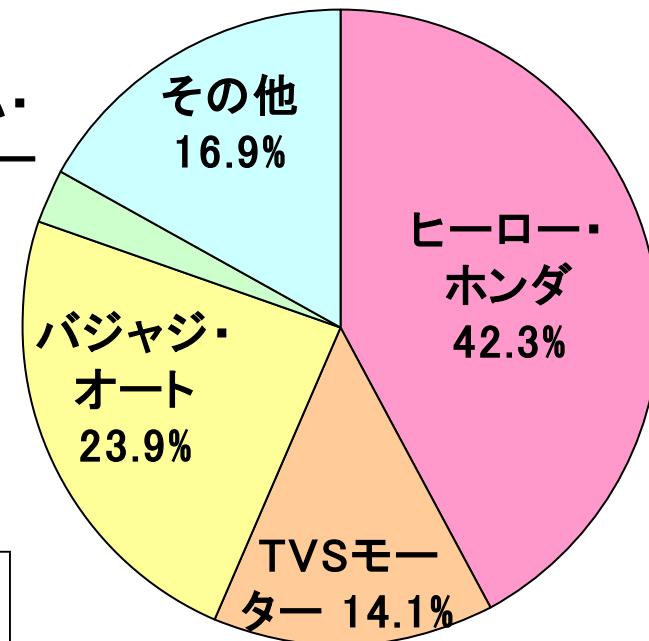
データ： インド特許庁 ANNUAL REPORT, 2001-2002より作成

## 12. 自動車

乗用車国内販売台数シェア  
(2004年4月-2005年3月)



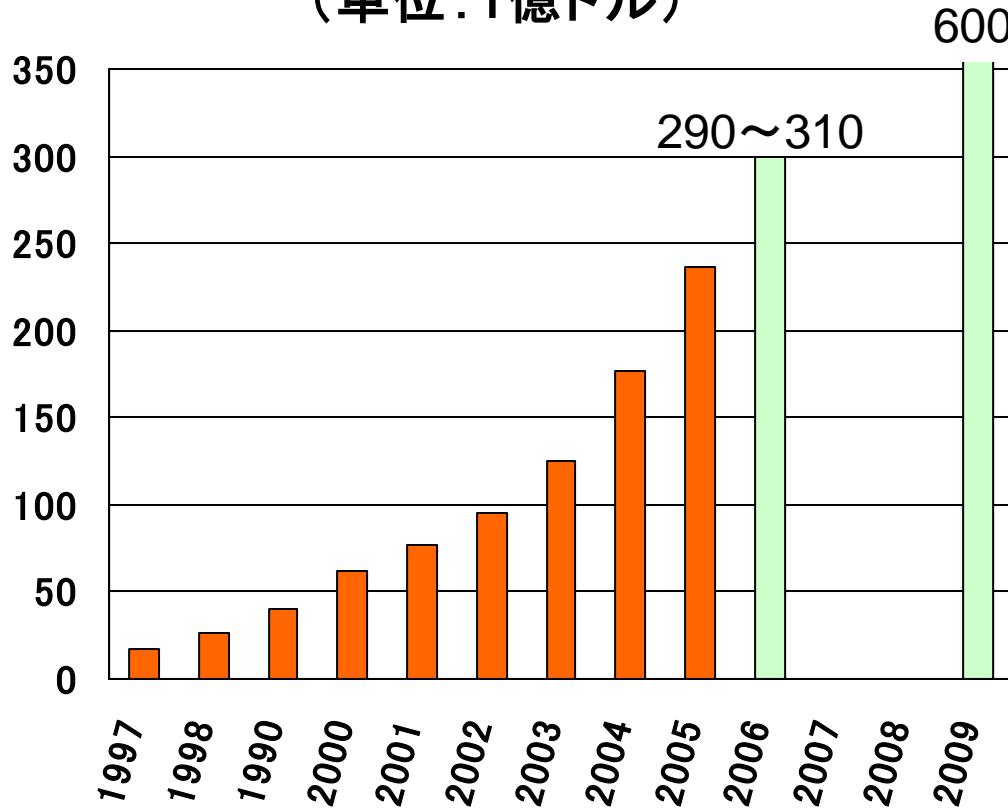
オートバイ国内販売台数シェア  
(2005年4月-6月)



データ： いずれもインド自動車工業会(SIAM)より作成

## 13. IT関連

IT関連輸出額(4月-翌3月)  
(単位:1億ドル)



ソフトウェア輸出先  
ランキング(2000年)

1 北米	62.0%
2 欧州	23.5%
3 東南アジア	3.5%
3 日本	3.5%
5 西アジア	1.5%
6 オセアニア	1.5%
:	

データ: IDC調べ  
「Computer Today」  
2001年7月1-15日号

データ: NASSCOM調べ

## 13. IT関連

(1)「IT is India's tomorrow」

(Business Line誌 インターネット版2004年1月28日)

IT関連のうちインドはソフトウェアが主役

(2)BPO事業(BPO:Business Process Outsourcing)

「オンサイト」から「オフショア」へ

IT関連受託業務を、発注側企業の地元国ではなく、インド国内で運営

米国特許出願明細書のドラフティング・サービス！？

(Texas Lawyer誌 2006年5月29日)

(3)知的財産権保護

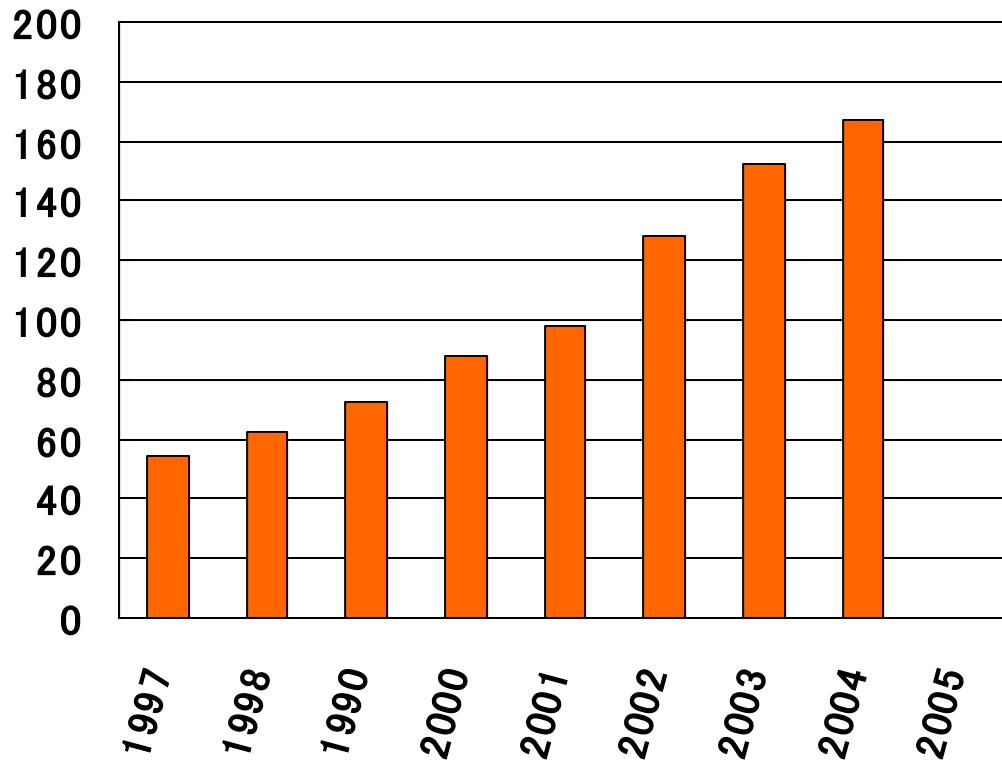
「コンピュータプログラム」それ自身は著作権による保護のみ

ソフトウェアの不正コピーが深刻な問題に

インドにおいてもソフトウェア特許をめぐる議論がなされている

## 14. 医薬

医薬品輸出額(4月-翌3月)  
(単位:10億ルピー)



輸出先ランキング  
(2004年4月-翌3月)

1	米国	15.6%
2	ロシア	7.9%
3	ナイジェリア	4.7%
4	英國	4.6%
5	ウクライナ	3.4%
6	アイルランド	2.8%
7	スリランカ	2.6%
8	ブラジル	2.2%
9	ベトナム	2.2%
10	ドイツ	2.1%
:	:	
45	日本	0.6%

データ: ICRA  
20

## 14. 医薬

### (1) ジェネリック大国

1970年～2004年 医薬品の物質特許を認めず  
「模倣の上の繁栄」

### (2) メールボックス制度

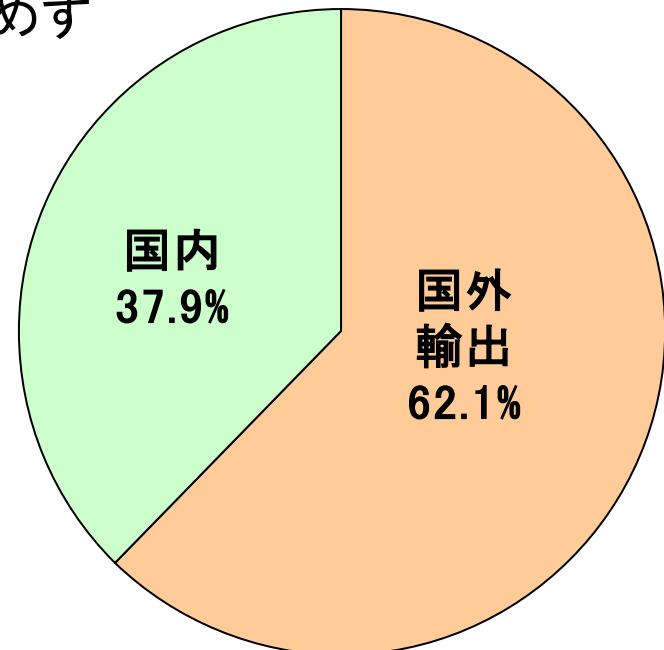
物質特許制度への移行期間中、  
医薬品などの物質特許の出願を  
受け付ける制度

→ 出願審査へ(2005年法改正)

### (3) 排他的販売権(EMR: Exclusive Marketing Right)

他のWTO加盟国で物質特許が認められた医薬品などに、  
排他的な販売権を付与する制度  
→ 廃止へ(2005年法改正)

医薬品売上内訳  
(2004年)



データ: OPPI

## 15. 伝統的知識・生物資源

### (1) 國際的問題

ターメリック事件 米国特許第5,401,504号 再審査により特許無効

ニーム事件 欧州特許第0436257号 無効審判により無効確定

### (2) 生物多様性条約

インドは国内法として「生物多様性法(2002年)」を制定

- ・生物資源へのアクセスに際し許可を得る必要あり
- ・更に、特許出願するに際し許可を得る必要あり

### (3) インドの姿勢

明細書の記載要件 生物材料の出所・原産地を開示

TKDL(Traditional Knowledge Digital Library)の開設

WIPO等国際的組織・委員会において積極的働きかけ

利益分配までめざす

## 16. まとめ

### (1) インドは…

「発展途上国」を脱却し、新たなステージに入った  
中産階級が拡大し、巨大マーケットとしての魅力がある  
理数系思考に強く、人的資源という面でも高い評価を得ている

知的財産政策に関するハイレベル会合(東京:2006年1月26-27日)にて  
インドは「途上国のモデルになりうると自負している」と発言し、  
知的財産保護路線に舵を切ったことを表明

生物資源・伝統的知識の保護等を求め、迫られる側から迫る側へと変化

### (2) 日本企業は…

インドにおける知的財産方針・対策を見直すべき時期にさしかかった